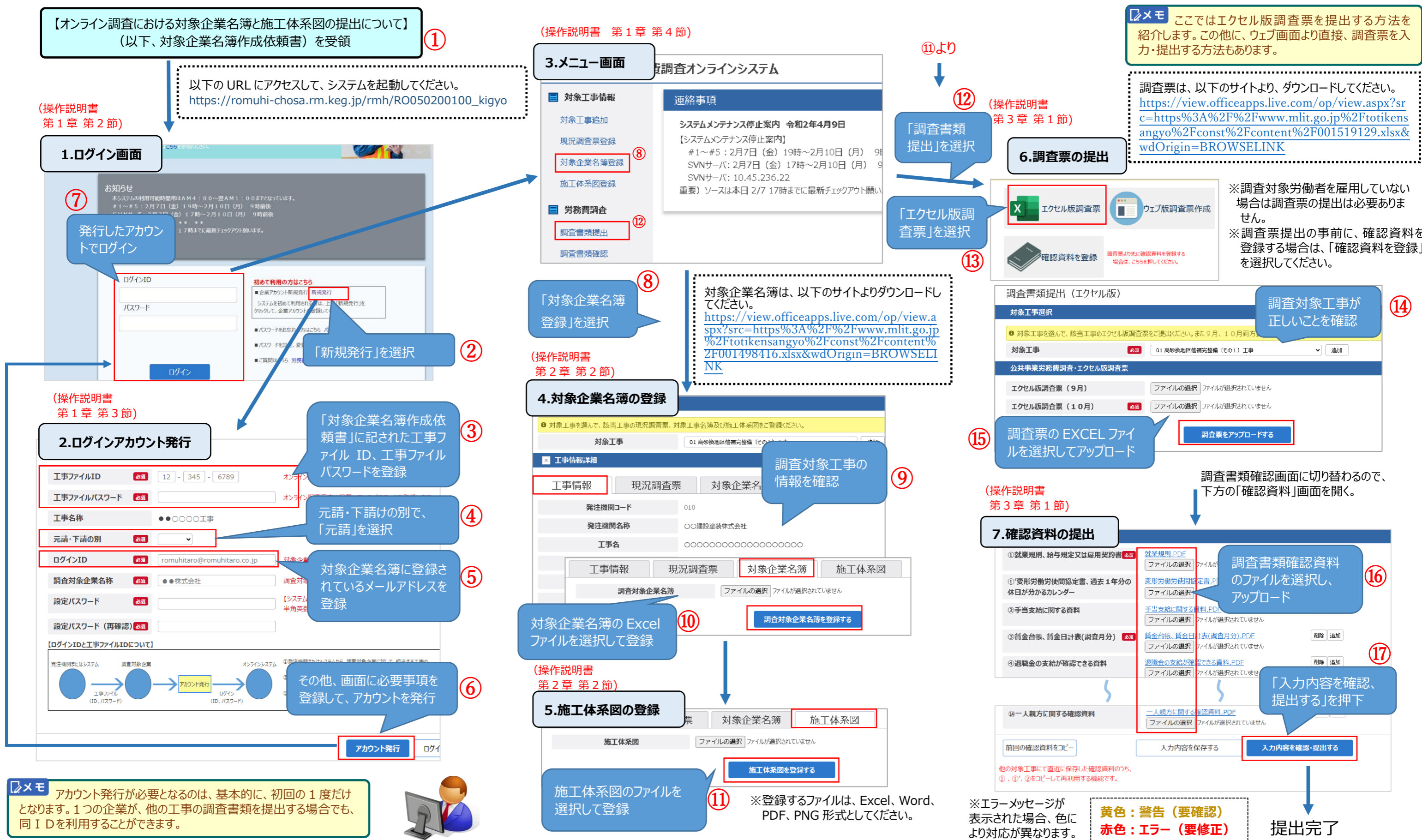


公共事業労務費調査オンラインシステムの基本操作・・・調査対象企業（元請企業）向け

調査対象企業（元請企業）が、アカウントを発行して調査書類を提出するまでの基本操作は、下図①～⑱のとおりとなります。

※企業アカウント作成には、「対象企業名簿作成依頼書」が必要となります。未だ受領していない場合は、地方連絡協議会構成機関にお問い合わせください。
 ※事前に、調査書類の確認資料を、PDF 化して PC に保存しておくことでアップロード作業がスムーズに行えます。



各操作の詳細は、操作説明書を参照願います。操作説明書の記載箇所は、赤字で（操作説明書 ○○○○）と記載しています。

システムに関する問合せ窓口 050-3147-0491